

事務連絡
令和3年2月10日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和3年度の狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について

新型コロナウイルス感染症については、感染の早期収束につなげていくための取組が全国的に進められているところです。また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、早急な接種体制を全国で整備するよう接種体制の構築を進めており、各自治体にもお願いしているところです。

狂犬病の予防注射（以下単に「予防注射」という。）については、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。第5条第1項及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）第11条第1項の規定に基づき、犬の所有者又は管理者は、所有する犬について基本的には毎年4月1日から6月30日までの期間に予防注射を受けることとされているところですが、今年度の予防注射の実施については、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第121号）が施行され、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により、6月までに予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、令和2年12月31日までの間、当該事情が消滅した後速やかにその犬について予防注射を受けさせたときは、狂犬病予防法施行規則第11条第1項に規定する期間内に予防注射を受けさせたとみなすこととしました。

令和3年度の予防注射の時期については、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえた感染症のまん延防止の観点等から、今年度と同様、やむを得ない事情がある場合は、本年12月末までに受けることも差し支えないこととする方向での検討を進めておりますので、事前に御連絡いたします。

都道府県等におかれましては、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況等を踏まえ、予防注射の実施時期に基づき犬の所有者や獣医師等が感染する機会が増えることのないよう柔軟に予防注射の接種計画を検討いただきますよう、管内の市区町村を含む関係者に周知方よろしく申し上げます。なお、実施に当たっては各地方獣医師会等と連携するなど、円滑な予防注射の実施の推進についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、市区町村で実施する集合注射の実施の可否についても、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況や新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業等の進捗状況等を踏まえ柔軟に検討いただくとともに、実施する場合は、参加者の感染リスクを高めることがないよう感染拡大防止対策を徹底いただくようよろしくお願いいたします。

なお、同内容の事務連絡につきましては公益社団法人日本獣医師会にも送付しておりますので併せて御連絡します。